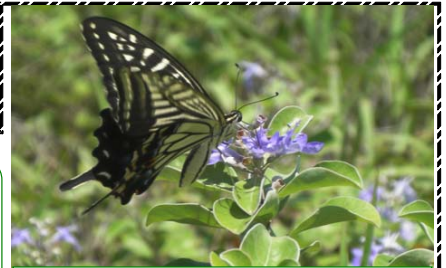


海岸よろず相談所だより

平成23年7月22日
第26号
国土交通省
宮崎河川国道事務所
宮崎海岸出張所発行



ハマゴウの蜜を食事中
失礼しましたm (_) m

記事

- ◇ 宮崎海岸侵食対策（案）を提示しました！
～第12回 宮崎海岸市民談義所～
～宮崎海岸侵食対策検討委員会 第6回技術分科会～
～第13回 宮崎海岸市民談義所～

一ツ瀬川～宮崎港の間の海岸では、年々砂浜が減少しており、国土交通省と宮崎県は、砂浜を回復・維持するため、侵食対策の検討を行っています。

7月10日には第12回宮崎海岸市民談義所(以下、「談義所」)を開催し、①これまで談義所等で市民から提案のあった意見、②調査の結果、対策の効果を予測するシミュレーション、③模型実験の3点を踏まえて検討した宮崎海岸侵食対策(案)を国・県が示し、市民のみなさんと談義しました。

翌週7月17日午前中には『宮崎海岸侵食対策検討委員会 第6回技術分科会(以下、「分科会」)』を開催しました。分科会では、宮崎海岸侵食対策(案)が了承され、宮崎海岸侵食対策検討委員会で議論することになりました。また、工事の優先順位、施設の形状・素材等について検討を行うことを確認しました。

同日7月17日の午後からは、海岸工学、海岸環境工学などの専門家である分科会委員も交え、第13回談義所を開催し、市民のみなさんと意見交換をしました。

国土交通省と宮崎県は、1日も早く工事に着手できるように、検討・準備をすすめてまいります。

宮崎海岸侵食対策（案）を提示しました！

宮崎海岸侵食対策（案）の概要

宮崎海岸侵食対策（案）は、「海岸の環境や利用と調和を図りつつ、海岸侵食に脅かされる海岸背後地の人々の安全・安心を確保するとともに、有料道路や田畑等を保全する」ことを目的としています。

なお、侵食対策案に関する具体的な説明を海岸よろず相談所で受けることが可能ですので、お気軽にお越し下さい。また、裏面下段に記載の宮崎河川国道事務所ホームページ等からも資料閲覧が可能です。

宮崎海岸の侵食対策（案）

目標

海岸の環境や利用と調和を図りつつ、背後地（人家、有料道路等）への越波被害を防止するために、「浜幅 50mの確保」を達成することを目指す。

機能①北からの流入土砂を増やす

【当面】：養浜の実施（関係機関が連携した養浜を実施）
【中長期】：一ツ瀬川北側や河川からの流入土砂の増加など

機能②両への流出土砂を減らす

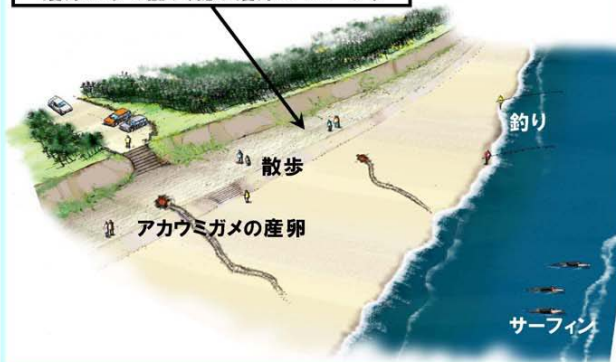
補助突堤 (50m,150m) 突堤 (300m)

機能③浜産の急激な後退を抑制する

浜産の後退を抑制する対策を実施

大炊田海岸・動物園裏のイメージ

護岸を砂で覆う(隠し護岸のイメージ)



住吉海岸のイメージ



この案は、モニタリングによるステップアップを継続しながら、「みなさんとともに進めていく計画案」として作成しました。

宮崎海岸侵食対策検討委員会 第6回技術分科会

分科会では、まず、国土交通省・宮崎県から第11回・12回談義所の開催状況、養浜および各種関連調査等の実施状況についての報告をしました。談義所については、市民連携コーディネーターが市民から提案のあった意見について説明しました。次いで、これまで討議された侵食対策に必要な機能について、分科会委員に確認を行いました。その後、宮崎海岸侵食対策（案）、第12回談義所の市民意見について討議しました。

談義所の市民意見については、分科会委員から、突堤の津波に対する影響は背後の浸水被害に影響するほどの差は出ないと考えるのが一般的等の助言がありました。

また、分科会オブザーバーからは、国・県・市町村・発電事業者等がともに検討を行う、山～川～海までの総合土砂管理の取り組みについて紹介がありました。

国・県が第12回談義所で提示した宮崎海岸侵食対策（案）に関する市民からの提案について分科会に報告し、委員からの助言がありました。これらを踏まえた事業主体の対応について取りまとめたのが下の図です。

市民（第12回市民談義所意見）

- ①できるだけ早期に安全を確保してほしい（安全第一）
- ②効果・影響を確認してほしい。モニタリング調査の方法、判断方法はきちんと検討してほしい
- ③漁業等利用への影響も十分に考慮してほしい
- ④対策の津波への効果・影響を知りたい

事業主体

- I 高潮・高波等から背後地を守るために必要な砂浜（浜幅50m）が確保できる対策案を提示。
- II 侵食が進行しており、早期に安全を確保する必要があることから、波浪観測、地形測量、環境調査を実施し、毎年その結果を確認した上で、徐々に整備を進める案を提示。
- III 安全を確保しつつ、環境、利用、漁業、景観等へ配慮した対策案を提示。
- IV 東日本大震災の被災地の事例を収集し、対策の実施による津波の遡上等への悪影響が見られないことを提示。

市民連携コーディネーターが中立、公正な立場からチェック

技術分科会が専門的な立場から助言



第6回分科会で談義所での談義内容を説明する市民連携コーディネーター



第13回談義所で市民の質問・意見について説明・解説する分科会委員

宮崎海岸市民談義所

7月17日午前中の分科会に引き続き行われた第13回談義所では、分科会の内容を報告した後、7月10日に開催した第12回談義所で市民から提案のあった意見を含めて宮崎海岸侵食対策（案）について談義を行いました。

参加者からの「侵食の原因は何か?」「台風や津波の影響も考慮して欲しい」等のさまざまな質問や意見に対し、分科会委員による説明・解説がありました。

談義の最後に、市民連携コーディネーターが談義所としてのまとめを行い、以下の3つについて談義所が理解を共有したことを、宮崎海岸侵食対策検討委員会に報告することを参加者と確認しました。

- ①.今回提示された案が、市民、専門家、行政が一体となって検討されてきた案であるということ。
- ②.今回提示された案の成り立ち。
- ③.今後も市民、専門家、行政が一体となって施設の素材や形状の検討を行っていくこと、また、対策の効果・影響を現地で確認し、修正・改善を加えながら事業をすすめていくこと。

海岸に関するご相談やご意見・ご質問などありましたら

○海岸よろず相談所○

【国土交通省 宮崎河川国道事務所 宮崎海岸出張所】

にご連絡下さい。

TEL：0985-62-7050/FAX：0985-62-7051
〒880-0211 宮崎県 宮崎市 佐土原町 下田島 9515-6
【旧 宮崎地方方法務局 佐土原出張所】

※宮崎河川国道事務所ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/>

※海岸情報（宮崎海岸Publication）

<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/html/kasen/sskondan/index.html>

